

保護者の皆様には日頃より習志野市保育行政への御理解、御協力をいただきありがとうございます。  
市教育委員会とこども部との協議の上、幼稚園・こども園・保育所等における新しい生活スタイル〈習志野版〉を  
下記のとおり改訂いたしました。保護者の皆様には、今後とも御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

## 幼稚園・こども園・保育所等における新しい生活スタイル〈習志野市版〉

令和5年4月1日版 ～学校の行動基準レベル1～

(地域の感染レベル)

※こども園・保育所等は学校の行動基準に準じる

### ◎一人ひとりの基本的感染対策(全員)

- 人との間隔は肩が触れ合わない程度の距離をとる。
- 施設職員や保護者、幼児は屋内外問わずマスクの着用は原則個人(保護者)の判断とする。  
幼児がマスクを着用する場合、マスク着脱の判断が自分では難しい年齢であることを考慮し、マスクの着用で息苦しさを感じていないかよく観察し、安全面に十分配慮する。また、マスクの着用の有無で相互に偏見が生じぬよう配慮する。
- 保育室等の換気については、気候上可能な限り常時行う。それが難しい場合は、30分に1回以上、数分間程度窓を全開にし、廊下の窓も安全に配慮しながら適度に開ける。換気扇や扇風機は部屋の使用の有無に限らず常時稼働する。常に保育室廊下側の上窓2か所と廊下の窓を1～2か所、それぞれ20cm以上開ける。換気扇のない保育室では、空気の対流に配慮し、保育室内の2方向の上窓と廊下の窓を1～2か所、それぞれ20cm以上開けることやサーキュレーター等を活用する。戸外遊び時や保育終了後は、5分～10分程度窓を全開にし、空気の入れ替えを行う。
- 咳・くしゃみをするときはマスクをしていても袖や手で口・鼻を覆う。手で覆った際は、必ず手洗いをを行う。
- 手洗いは水と石鹸で30秒程度洗う。給食前、戸外・他の保育室から戻った時等、活動の切れ目に必ず手洗いをを行う習慣をつける。
- 子どもにおいては、当日の朝、検温をし体調確認を行う。体調の悪い日は、欠席等の安全策がとれるようにする。
- 職員においては、出勤時に検温をし、発熱や風邪症状等、体調の悪い場合、いつもと違う症状がある場合、同居家族が体調不良の場合は極力保育に入らない、欠勤の協力を得る等の可能な限りの安全策をとる。  
また、受診を勧め、受診状況や検査状況を聞き取り、状況に応じた対応をする。ただし職員の同居家族が濃厚接触者となった場合や、PCR検査、抗原検査を受けたが、体調不良等は見られない場合、同居家族の園(所)・学級・学校、職場等が閉鎖していても、職員本人の体調不良が認められない場合においては、勤務をしてもかまわない。

### ★職員同士

- 職員室に会議等で集まる際は、肩の触れ合わない程度の距離を保つ。また、密集しないよう時間差や場を分けて休憩が取れるようにする。
- 勤務時間外や休日についても、感染症対策は継続していることを十分理解し、体調管理と、保育施設職員としての自覚ある行動を心がける。(特に会合や会食等は十分注意すること)
- 共用する部分(机やドアノブ、手すり、便器等)や遊具は、昼食後や保育終了後、必要時に必ず消毒を行う。  
(次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使う。詳しくは、幼稚園は令和2年4月27日付け教学号外より発令された文書・保育所こども園は令和2年3月5日以降の本部掲示板かメールを参照 0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液)

### ★家庭との連携

- 施設は、子どもだけではなく、同居している家族の健康状態等の確認を依頼し、記録する。
- 子どもに発熱や風邪症状がある場合は、保護者に登園(所)を控えるよう依頼する。

また、同居家族が体調不良の場合においても乳幼児は、適切なマスクの着用が難しく、密接な関わりが避けられない場合があることから、可能な限り登園(所)自粛を検討していただくよう依頼する。

ただし、同居家族が濃厚接触者になった場合や、PCR検査や抗原検査を受けたが、体調不良等が認められない場合、兄弟(姉妹)の園(所)・学級・学校が閉鎖していても本人の体調不良が認められない場合は、登園(所)をしてもかまわない。

□施設は、子ども及び同居家族が保健所や医師の指導によりPCR検査や抗原検査を受けた、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された場合は、速やかに園(所)に連絡するよう保護者に依頼する。

## 【生活場面でのポイント】

### ★保育について

□手洗いやうがいをする流し場、食事中、登降園(所)時の玄関、所持品の整理、トイレ等では、密集を避けるための工夫をする。

□集まりや制作等の活動は子ども同士の間隔をとり、十分な換気をするなどして行う。

□歌唱指導や口にくわえる楽器(鍵盤ハーモニカ等)を使用した活動においては、十分な間隔(左右については、肩が触れ合わない程度の距離)をとり、向かい合わないような隊形を工夫する等の配慮をした上で、実施する。

□職員が声を大きく発する場面や集団に向けて話をする場面等においては、視聴覚機器(声を録音して聴かせる、マイクを使用する等)や視聴覚教材を活用し、声を大きく発する場面をなくす等の工夫をする。

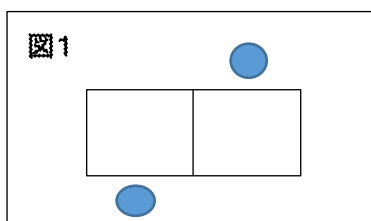
□密集・接触する運動や手をつなぐ活動、グループ活動及びペアでの活動、異年齢交流等については、前後の手洗いやうがいに加え、事前の健康観察を徹底した上で実施する。室内では換気を徹底する。

### ★給食活動、おやつについて

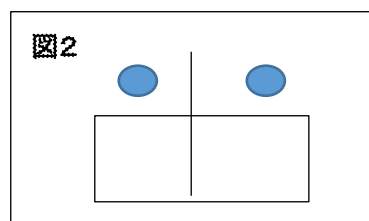
□配膳中は、密にならない配慮をする。

□歯磨きについては、感染拡大の状況に応じて実施の有無を検討し、実施の際は発達に応じて指導する。

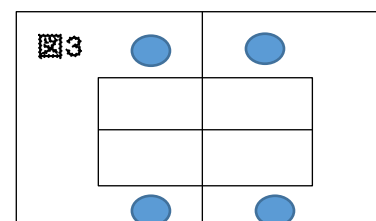
□食事の場面においては、距離をとる、しきり(アクリル板等)の活用をする、十分な換気をするなどの感染対策を講じ、(図1・2・3)、友達の顔を見て会話をしながら食事を楽しめる状態を作る。ただし、大声での会話は避ける。



距離をとって対角線上に座る



横に並ぶ場合はしきりを座っている位置まで設定



対角線にできない場合はしきりを十字に設定し座っている位置まで設定

### ★午睡について

□子どもの顔と顔が近づかないよう互い違いに寝かせるなどの工夫をする。また、布団と布団、ベッドとベッドが密着しないように並べる。換気は常に行う。

### ★保護者・地域参加の行事等について

□園(所)の行事については、感染症対策を講じた上で、できる限り従前の活動に戻す。

□参加する保護者などを把握し、検温と健康状態の自己申告を依頼するとともに、入り口など主な場所に手指消毒薬を設置すると共に十分に換気する等の配慮をする。

□保護者・地域参加等の参観や行事については、原則制限を求めない。ただし、地域の感染状況が悪化傾向にある場合には、一時的にマスクの着用を推奨する等、参加者に協力を要請することも検討する。

## 附 則

この生活スタイルは、令和2年5月27日に交付し、6月1日から施行する。

この生活スタイルは、令和2年7月1日に改訂し、施行する。(主に熱中症予防について改訂)

この生活スタイルは、令和2年9月7日に改訂し、施行する。(主に家庭との連携について改訂)

この生活スタイルは、令和2年12月7日に改訂し、施行する。

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場合における新型コロナ感染防止等のポイント」の追記による改訂)

この生活スタイルは、令和3年1月21日に改訂し、施行する。(令和3年1月7日の緊急事態宣言の発出による改訂)

この生活スタイルは、令和3年4月2日に改訂し、施行する。(令和3年3月21日の緊急事態宣言の解除による改訂)

この生活スタイルは、令和3年5月28日に改訂し、施行する。

(文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂)

この生活スタイルは、令和3年7月9日に改訂し、施行する。

(文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」)

この生活スタイルは、令和3年8月3日に改訂し、施行する。

(令和3年7月30日の緊急事態宣言の発出による改訂 千葉県教育委員会「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について」)

この生活スタイルは、令和3年8月31日に改訂し、施行する。

(千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学年に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」)

この生活スタイルは、令和3年10月4日に改訂し、施行する。

(「千葉県教育委員会「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について」)

この生活スタイルは、令和3年11月1日に改訂し、施行する。

(千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン(令和3年10月7日版)」)

この生活スタイルは、令和4年1月21日に改訂し、施行する。

(文部科学省「新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策について(通知)」)

この生活スタイルは、令和4年4月1日に改訂し、施行する。

(文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等による改訂  
厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について」)

この生活スタイルは、令和4年6月6日に改訂し、施行する。

(文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等による改訂  
厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について」「マスク着用の考え方及び  
就学前の取り扱いについて」)

この生活スタイルは、令和4年12月1日に改訂し、施行する。

(千葉県教育庁「公立幼稚園及び幼稚園型認定こども園等における感染対策の見直しについて(依頼)」)  
(千葉県教育庁教育振興部保健体育課長「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた  
今後の感染症対策について」令和4年10月28日及び厚生労働省HP)  
(厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について」)

この生活スタイルは、令和5年4月1日に改訂し、施行する。

(文部科学省初等中等教育局「新学期以降の学校における マスク着用の考え方の見直し等について」令和5年  
3月17日)  
(千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」)